# 令和5年度

# 第 5 回 上越市地域公共交通活性化協議会 議 案 書

日 時 令和5年10月24日(火)

午後2時30分から

会 場 上越文化会館 4階 大会議室

#### 令和5年11月に行うバス路線の再編について

#### 1 要旨

令和5年11月に予定しているバス路線の再編について審議するもの。

## 2 これまでの関山ルートに関する経緯

#### >令和5年9月末

関山ルートの運行会社であった新井タクシー㈱が今後の運行に必要な乗務員を 確保できず、運行継続が困難となったことから、関山ルートを路線廃止とした。

【参考】関山ルートの運行概要			
運行エリア	妙高市関山地区~中郷区~新井地区(ルート図:資料3)		
運行日	平日 (12月30日~1月3日を除く)		
運行便数 定時便1往復、デマンド(予約運行)便3往復			
運 賃	エリア制運賃(降車するエリアにより、210円・310円・420円)		

#### >10月2日(月)~31日(火)

中郷区内の関山ルート利用者の利便性が低下しないよう、市による代替輸送を 実施。(運行概要と経路は資料1と資料4を参照)

#### 3 再編の内容

1 3 4400	//// -> 1 3 C				
No.	路線名(経路)	再編の内容			
1	【乗合タクシー】 岡沢ルート (揚石医院~はーとぴあ中郷)	関山ルートが令和 5 年 9 月末をもって 廃止となったことに伴い、資料 2 のとお り再編を行う。			

#### 4 その他

- ・現在、稲荷山地区〜新井地区間を運行している市による代替輸送は、10月31日 (火)で運行を終了します。
- ・路線、運賃の変更について、ご承認いただいた後、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。
- ・岡沢ルートは「上越市地域内フィーダー系統確保維持計画」に位置付けていることから、当該計画の変更が生じる箇所についても、あわせて変更を行います。

議案第2号

#### 地域公共交通計画の評価等結果について

#### 1 要旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2に基づき、第2次上越市総合公共交通計画に基づく取組の実施状況に対する調査、分析及び評価について、協議を行うもの。

※参考:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2第1項 (地域公共交通計画の評価等)

地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

#### 2 評価対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3 調査、分析及び評価の結果

次頁のとおり

#### <地域公共交通計画の評価等結果の様式>

第2次上越市総合公共交通計画の評価等結果(令和4年4月~令和5年3月)

目標	目標を達成する ための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた 課題や取組	備考
バス及び市営バスの 利用者数の減少率を 人口減少率以内に抑 制する。	予約型コミュニティバスの導入や、集落内やショッピングセンター、駅において停留所の新設などを行った。また、自宅最寄りの停留所から目的地までの経路等を掲載した「マイ時刻表」の作成、高齢者等に向けたチラシや上越市内公共交通総合時刻表の配布等の利用促進の取組に加え、バスロケーションシステムの対象路線を拡充するなど利便性向上を図った。		平成30年度に対して令和4年度の利用者数は 21.4%の減少。また、同一期間における人口は 4.2%の減少。(未達成) <利用者数> ・平成30年度 1,578千人 ・令和元年度 1,552千人 ・令和2年度 1,258千人 ・令和3年度 1,278千人 ・令和4年度 1,240千人	の再編や利用促進策を実施していく。	・第2次上越市総合 公共交通計画後期 再編計画の策定 (令和6年3月予定) に合わせ、現下の 公共交通を取り巻く 環境を踏まえて目 標値の見直しを行 う。
において、「バスや鉄 道などの公共交通の 便がよい」と感じる市民 の割合及び、「公共交 通の利便性向上」に係 る市の取組に対する満	予約型コミュニティバスの導入や、集落内やショッピングセンター、駅において停留所の新設などを行った。また、自宅最寄りの停留所から目的地までの経路等を掲載した「マイ時刻表」の作成、高齢者等に向けたチラシや上越市内公共交通総合時刻表の配布等の利用促進の取組に加え、バスロケーションシステムの対象路線を拡充するなど利便性向上を図った。	内容	アンケート」は4年ごとに実施するため、は前回(令和3年度評価)と同じ 平成30年の調査に対して令和4年の調査では、2項目のうち1項目のみ向上。(未達成) <調査結果> 「バスや鉄道などの公共交通の便がよい」と感じる市民の割合(0.9ポイント減少、未達成)・平成30年調査 27.6%・令和4年調査 26.7% 「公共交通の利便性向上」に係る市の取組に対する満足度(0.04ポイント増加、達成)・平成30年調査 -0.46・令和4年調査 -0.42	・引き続き、目標達成に向けてバス路線 の再編や利用促進策を実施していく。	・次回の「市民の声アンケート」は令和8年に実施予定。
計画終了時におけるバスに対する市の財政負担を4億円以内に抑制する。	利用者が少ない路線の廃止・統合を行ったほか、減便などにより運行の効率化を図った。	路線バス・乗合タクシーの運行に係る市補助額、地域の団体による自家用有償旅客運送の取組に対する市補助額、市営バス等の運行に係る経費の令和4年度決算額	<ul> <li>・平成30年度 356,166千円</li> <li>・令和元年度 347,207千円</li> <li>・令和2年度 394,768千円</li> <li>・令和3年度 415,857千円</li> </ul>	・市の財政負担を抑制するため、1便当たりの利用者数による評価に基づきバス路線の再編を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響により運送収入が減少したほか、エネルギー価格の高騰や予約型コミュニティバスの導入により運行経費が増加し、市の財政負担が大幅に増加した。・引き続き、目標達成に向けてバス路線の再編や利用促進策を実施していく。	・第2次上越市総合 公共交通計画後期 再編計画の策定 (令和6年3月予定) に合わせ、現下の 公共交通を取り巻く 環境を踏まえて目 標値の見直しを行 う。

 $\omega$ 

議案第3号

#### タクシーの営業区域外旅客運送について

#### 1 要旨

頸城区と三和区における旅客運送を確保するため、有限会社浦川原タクシーによる営業区域外運送が必要であることについて、協議を行うもの。

#### 2 営業区域外旅客運送の制度(概要)

一般旅客自動車運送事業者は、営業区域外旅客運送(発地及び着地のいずれもが その営業区域外に存する旅客の運送)をしてはならないとされている。ただし、法 定協議会等において協議が調うなど、道路運送法第20条第2号などに該当する場合 は、営業区域外旅客運送が可能となる。

#### 3 変更内容(案)

#### (1) 営業区域外旅客運送の必要性

現在、頸城区・三和区については、市内タクシー事業者5社(浦川原タクシー以外)が営業区域としているが、各事業者の営業所から距離があり、依頼があっても配車にかなりの時間がかかってしまう。

浦川原タクシーの営業所からは比較的近いが、頸城区・三和区を営業区域としていないため、依頼があっても配車することができない。

特に最近では、浦川原タクシーに対して、頸城区・三和区と保倉地区(診療所など)を発着地とする配車依頼が多いが、どちらも営業区域外であるため、断っている状況である。

そのため、利用者の依頼に対してより短時間で配車できるよう、浦川原タクシーが頸城区・三和区において運送を行えるようにするもの。

#### (2) 営業区域外旅客運送の対象となる地域

#### ① 頸城区

「過疎地域」には該当しないが、区内を運行する路線バスや、頸城区と保倉 地区との間を運行する路線バス(増田線)は、朝夕の通学時間帯の運行が中心 であるため、日中の運行が少ない。

#### ② 三和区

「過疎地域」に該当する。

**※【参考】概略図 ……** 資料6 (資料P11) のとおり

#### (3) 営業区域外旅客運送を行う事業者

有限会社浦川原タクシー

#### 【概要(令和5年10月1日現在)】

· 所 在 地:上越市浦川原区日向89番地

· 営業区域: 旧東頸城郡浦川原村、安塚町、大島村、牧村、松代町、松之山町

· 運転者数:5名

· 車 両 数:8両(特大車 2両、普通車 5両、軽福祉車両 1両)

• 事業内容:一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、軽

車両等運送事業(福祉限定)、その他

#### (4) 営業区域外旅客運送を行う期間

令和5年12月1日(金)(予定)から1年間

※期間満了後、営業状況を踏まえて更新を予定

## ※【参考】根拠法令抜粋

#### 道路運送法第二十条(禁止行為)

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 災害の場合その他緊急を要するとき。
- ② 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

# 道路運送法施行規則第十八条の二(法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合) 法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合
- ② 一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

#### 同第十八条の三(法第二十条第二号の関係者)

法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成 員とする。

#### 第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)の策定について

#### 1 要旨

後期再編計画の策定に向け、前期期間の結果や公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえた「後期再編計画の骨子\*」をもとに作成した「後期再編計画 (素案)」について意見をうかがうもの。

※ 第2回及び第3回の活性化協議会

# 2 今回の協議の範囲

計画書(第1章~第7章)

#### 3 素案

資料7 のとおり

#### 4 その他

# (1) 今後の流れ(後期再編計画関係)

B	寺期	実施事項	内容
10月	24(木)	第5回活性化協議会	・計画(素案)の協議
11月	20(月)	第6回活性化協議会	・計画(案)の協議 ⇒ 承認
	頃		▶計画書本文、目標値
			▶地区別計画
		協議結果の答申	・活性化協議会から市長に計画
			(案)を提出
12月		庁内関係課との協議	・市の関係課(高齢者福祉、環境、
			教育委員会など)に意見聴取
		市議会での審議	・市議会の所管委員会で計画(案)
			について審議
1月	上旬	パブリックコメントの実施	・計画(案)についての市民意見を
			募集[期間:1か月]
2月		市民意見への対応	<ul><li>パブリックコメントの意見につ</li></ul>
			いて計画に反映するか検討
3月	下旬頃	第8回活性化協議会	・パブリックコメントの意見と対
			応結果について報告
	下旬	市長による決定	・後期再編計画の策定